社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会　備品貸出要綱

（目的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会が所有する備品の一部を、地域の福祉向上のために使用する者に貸し出すことに必要な事項を定めることを目的とする。

（貸出の対象者等）

第２条　備品の貸し出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

（１）揖斐川町内でボランティア活動、福祉教育又は地域福祉活動を行う者

（２）その他会長が適当と認める者

（貸出の対象備品）

第３条　貸し出すことができる備品は、別表に掲げるものに限る。

（貸出）

第４条　備品の貸し出しを受けようとする者は、備品借入申請書（様式第１号）を提出しなければならない。

２　備品を貸し出したときは、備品貸出台帳（様式第２号）に必要事項を記載し、常にその所在を明確にしなければならない。

３　貸し出しの期間は、７日間を限度とする。

４　貸し出しは無料とする。

（借受人の責務）

第５条　備品の貸し出しを受けた者（以下「借受人」という。）は、備品を適正に管理するものとし、他の目的に使用し、他人に譲渡し、転貸し、交換し、若しくは担保に供してはならない。

２　備品の搬送は借受人が行う。

３　備品の貸し出し期限を遵守するとともに、必要としなくなったときは、速やかに返却しなければならない。

４　備品を破損又は滅失したときは、速やかに会長に報告しなければならない。この場合、会長は、借受人に対し、当該備品の修理、弁済を求めることができる。

（雑則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、備品の貸し出しに必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１７年　月　日から施行する。